

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第26号 平成28年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、315ページをお開きください。

議案第26号 平成28年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成28年度開成町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,526万9,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、また歳出は、次ページでございますが、1款総務費から4款予備費まで、ともに合計1億9,526万9,000円となります。

それでは、全体的なところをまずご説明いたします。319ページをご覧ください。

まず、全体的には、歳入歳出ともに前年度と比べまして2,200万円余りの増額で計上させていただいております。伸び率としては12.8%となります。これにつきましては、後期高齢の被保険者数が伸びている状況がございまして、昨年は1,800人で推計をいたしましたけれども本年は2,053人で積算をいたしております。その結果、歳入の1款後期高齢者医療保険料が伸びているとともに、320ページになりますけれども、歳出の2款後期高齢者医療広域連合への納付金が増額になってございます。

なお、後期高齢者医療保険制度における保険料でございますが、2年ごとに改定をされることになっております。平成28年度、平成29年度の2年間の保険料につきましては、今月末に広域連合の議会が開催されますので、そこで審議される予定でございます。改正案としましては、国から示された高齢者の負担率や被保険者数の増加の状況、あるいは一人当たりの医療費の増加の状況等を勘案しまして、均等割額を26年度、27年度の2年間から849円増の4万3,429円、また所得割率は0.36ポイント上がって8.66%に改定をされる予定でございます。また、保険料の急激な増加を抑制するために広域連合で持っております剰余金100億円を活用するとされてございます。

それでは、詳細のご説明になります。別紙74ページ、75ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料でございます。被保険者数を2,053人と推計いたしまして、特別徴収により納付する保険料でございます。神奈川県の後期高齢者医療広域連合で示された保険料の特別徴収分については、65%を見込んでございます。なお、保険料につきましては、先ほど申し上げましたように、3月末の広域連合議会で審議され改定をされる予定となっております。

次の現年度分普通徴収保険料ですが、広域連合から示された金額の35%を見込んで計上をしております。

二つ飛ばせていただいて、繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減による減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。県負担分4分の3、町負担分4分の1となっております。

次のその他一般会計繰入金は、徴収等に係る事務費につきまして一般会計から繰り入れるものでございます。

前年度繰越金は、前年とほぼ同様でございます。

以下は項目設定等でございますので省略をさせていただきます、歳出のご説明です。76ページ、77ページになります。

総務費の一般管理費でございますが、保険料徴収等に係る事務費あるいはレセプト点検等の賃金と、また町村情報システムに係るシステムの負担金等を計上しているものでございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、一般会計より繰り入れた保険基盤の繰入金と保険料、延滞金等を県の後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以下は項目設定等でございますので、説明のほうは省略させていただきたいと存じます。

ご説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第26号 平成28年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明を終了いたします。